



平成 18 年 10 月 5 日

各 位

大阪府中央区北浜三丁目 7 番 12 号東京建物大阪ビル  
会 社 名 日本駐車場開発株式会社  
代 表 者 の 代表取締役社長 巽 一 久  
役 職 氏 名  
(コード番号: 2 3 5 3 東証第一部・J A S D A Q)  
問い合わせ先 取締役副社長 氏 家 太 郎  
電 話 番 号 0 3 - 3 2 1 8 - 1 9 0 4

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 5 日開催の取締役会において、平成 18 年 10 月 25 日開催予定の当社定時株主総会に付議する定款の一部変更の内容について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社の第 15 期に係る貸借対照表に資本金として計上した額は 511,578 千円となりました。したがって、当社は、第 16 期から会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定めるところによる大会社に該当することとなるため、従来のみなし大会社に係る規定（現行定款第 5 条）を削除するものであります。
- (2) 会社法施行に伴い、以下の各事項について変更を行うものであります。
  - ① 株主総会の招集に際し、情報開示の充実に資するよう、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。（変更案第 16 条）
  - ② 株主総会における議決権の代理行使に関して、代理人の人数を明確化するものであります。（変更案第 15 条）
  - ③ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、取締役会の書面決議を可能とするものであります。（変更案第 21 条）
  - ④ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）の施行により当社の定款に定めがあるものとみなされた事項について、変更案第 4 条(機関)及び第 7 条(株券の発行)を新設するとともに、現行定款第 8 条(名義書換代理人)の一部用語を改めるものであります。
  - ⑤ その他、会社法施行に伴う用語の改定及び条文の移設・整理等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(新設)	(機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>
(公告の方法) 第 4 条 (条文省略)	(公告の方法) 第 5 条 (現行どおり)
(みなし大会社) 第 5 条 <u>当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 2 章第 2 節に規定する特例の適用を受けるものとする。</u>	(削除)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行する株式の総数) 第 6 条 当社の発行する株式の総数は、12,564,720株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、12,564,720株とする。
(新設)	(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>
(自己株式の取得) 第 7 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>
(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、 <u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3. <u>当会者の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、 <u>株主名簿管理人を置く。</u>  (削除)  (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令及び本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
(章の区切りを変更)	第3章 株主総会
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2. 前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
第3章 株主総会	(章の区切りを変更)
<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、営業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主に委任して、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第16条 (条文省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>(選任決議)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(選任決議)</p> <p>第18条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>附則 第18条の規定にかかわらず平成16年10月27日開催の定時株主総会開催において選任された取締役の任期は従来どおり2年とする。なお、本附則は、平成18年7月期に関する定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議をもって、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、法令及び本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(選任決議)</p> <p>第24条 <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(選任決議)</p> <p>第24条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第25条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第25条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集) 第27条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(監査役会) 第27条 (現行どおり) 2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令及び本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(監査役会規程) 第28条 <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金) 第29条 (条文省略)</p>	<p>(報酬及び退職慰労金) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(補欠監査役) 第30条 (条文省略) 2. <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>  3. 及び4. (条文省略)</p>	<p>(補欠監査役) 第29条 (現行どおり) 2. <u>補欠監査役の選任は、株主総会において、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u> 3. 及び4. (現行どおり)</p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(営業年度) 第31条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年8月1日から翌年7月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p>	<p>(事業年度) 第30条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。</p>
<p>(利益配当) 第32条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを支払う。</u>  (新設)</p>	<p>(剰余金の配当) 第31条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>  2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第33条</u> 取締役会の決議により、毎年1月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という）を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第34条</u> 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第32条</u> 期末配当及び中間配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 平成18年10月25日（水曜日）
- (2) 定款変更の効力発生日 平成18年10月25日（水曜日）

以上